

第7回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年12月21日(月) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席	欠席	農業委員	出席 8 名	欠席 1 名	農地利用最適化推進委員	出席 11 名・欠席 2 名
○1番	○6番	藤原 健祐		佐藤 良一	○刈谷 哲二	○邑田 昌平 ×田村 泰富
○2番	×	田村 和弘		7番 横畠 悦子	○田村 克郎	○眞辺 忠志 ×織田 敦全
○3番	○8番	森田 有紀		横畠 増吉	○田村 宮幸	○澤村 重隆 ○北添 秀紀
○4番	○9番	氏原 延		北添 正男	○森 正彦	○山口 修二
○5番		田村 公史			○野村 隆博	○伊藤 洋章

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程	第 1 開	会
	同	第 2 議事録署名委員選任	
	同	第 3 報	告
	同	第 4 議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 3 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第7回農業委員会定例総会を開会します。

本日は7番 横畠 悦子 委員、農地利用最適化推進委員の 田村 泰富 委員、織田 敦全 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、8番 横畠 増吉 委員と1番 藤原 健祐 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、12月16日に第6回佐川町農業関係機関打合会が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しています。

21日が本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 賃貸借解約届3件について報告します。

9番が、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■の■■■■さん。借り手が■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番 他■■筆。地目は田で、面積が合計で1, 451㎡。契約の内容は平成30年12月1日から令和5年11月30日までの5年間の利用権設定で、受付日が令和2年11月24日、解約日が令和2年11月22日となります。

10番が、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が西山字■■■■番 他2筆。地目は畑で、面積が合計で2, 366㎡。契約

の内容は平成31年1月1日から令和2年12月31日までの2年間の利用権設定で、受付日が令和2年12月4日、解約日が令和2年10月25日となります。

11番が、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■の■■■さん。借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が東組字■■■■番。地目は田で、面積が1,578㎡。契約の内容は令和元年12月1日から令和3年9月30日までの1年10ヶ月間の利用権設定で、受付日が令和2年12月7日、解約日が令和2年12月2日となります。

つづきまして、報告事項3. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書5件について報告します。

76番が、所有者が■■■の■■■さん。権利取得者が■■■の■■■さん。土地の所在が字■■■■番 他3筆。地目は田が3筆、畑が1筆で、面積が合計で1,443㎡。受付日・受理日ともに令和2年11月26日。権利取得日が平成22年1月11日で、取得事由が相続となっています。

77番が、所有者が■■■の■■■さん。権利取得者が■■■の■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番 他11筆。地目は田が2筆、畑が10筆で、面積が合計で5,742㎡。受付日・受理日ともに令和2年11月27日。権利取得日が令和2年10月18日で、取得事由が相続となっています。

78番が、所有者が■■■の■■■さん。権利取得者が■■■の■■■さん。土地の所在が永野字■■■■番 他10筆。地目は田が7筆、畑が4筆で、面積が合計で10,473㎡。受付日・受理

日ともに令和2年11月27日。権利取得日が平成28年8月26日で、取得事由が時効取得となっています。

79番が、所有者が■の■■■さん。権利取得者が■の■■■さん。土地の所在が字■■■番■ 他5筆。地目は田が2筆、畑が4筆で、面積が合計で3,326㎡。受付日・受理日ともに令和2年11月30日。権利取得日が平成21年2月7日で、取得事由が相続となっています。

80番が、所有者が■■■の■■■さん。権利取得者が■■■の■■■さん。土地の所在が永野字■■■番■ 他1筆。地目は畑で、面積が合計で264㎡。受付日・受理日ともに令和2年12月7日。権利取得日が令和2年7月24日で、取得事由が相続となっています。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。続きまして、第1号議案 農地法第3条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件1件を説明します。

譲渡人が■の■■■さん、譲受人が■■■の■■■さん。土地の所在が西組字■■■番 地目は田で、面積が3,420㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は200万円。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

32番について報告します。申請地は■■■■集落の南西約100mで、■■■■沿いにある水田です。
譲受人は主に水稻を栽培する専業農家で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また、経営状況も地域との調和要件にも問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第2号議案農地法第5条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

譲渡人が〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人が〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在が字〇〇〇〇番〇〇。地目は田で、面積が273㎡。転用目的は一般個人住宅の建築で、農地区分は第Ⅰ種農地。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村克郎推進委員

11番について報告します。申請地は[]集落にあり、西側は町道を挟んで[]があり、北側は町道、東側は譲受人の雑種地、南側は宅地となっており、関係者の承諾も得ております。また排水の計画も問題なく、宅地への進入路も確保できており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。続きまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案佐川町農用地利用集積計画（12月分）13件について説明します。

150番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。地目は田で、面積が1,063㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が4万円。作付け予定はニラで、設定期間が令和3年1月1日から令和22年12月31日までの20年間です。

151番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。地目は畑で、面積が1,230㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が4万円。作付け予定はニラで、設定期間が令和3年1月1日から令和22年12月31日までの20年間です。

152番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。地目は田で、面積が1,216㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が4万円。作付け予定はニラで、設定期間が令和3年1月1日から令和1

2年12月31日までの10年間です。

153番は、貸し手が■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。地目は田で、面積が888㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が30kg。作付け予定はヒノヒカリで、設定期間が令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間です。

154番は、貸し手が■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、中組字■■■■番。他1筆。地目は畑で、面積が合計で2,419㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が全体で6万円。作付け予定はニラで、設定期間が令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間です。

155番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、瑞応字■■■■番。地目は畑で、面積が2,074㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が2万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年1月1日から令和4年12月31日までの2年間です。

156番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番。地目は畑で、面積が460㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が4,600円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年1月1

日から令和3年12月31日までの1年間です。

157番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番他2筆。地目は畑で、面積が合計で926㎡。使用貸借権の再設定で、作付け予定はショウガ。設定期間が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間です。

158番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番。地目は畑で、面積が161㎡。賃貸借権の再設定で、借り賃が1,610円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間です。

159番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番 他1筆。地目は畑で、面積が合計で804㎡。賃貸借権の再設定で、借り賃が全体で8千円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間です。

160番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番。地目は畑で、面積が394㎡。賃貸借権の再設定で、借り賃が4千円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年1月1日から令

和3年12月31日までの1年間です。

161番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■の■■■■さん、借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番。地目は畑で、面積が711㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が全体で1万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間です。

162番は、貸し手が■■■の■■■■さん、借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番 他2筆。地目は畑で、面積が合計で827㎡。

■■■■番と■■■■番は賃貸借権の再設定、■■■■番は賃貸借権の新規設定で、借り賃が再設定は全体で4千円、新規設定は4,200円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

150番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の南西約180mにある水田です。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、申請地ではニラを栽培する予定とのことです。農機具類も所

有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１５１番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の南西約２００ｍにある水田です。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、申請地ではニラを栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１５２番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の南西約１６０ｍにある水田です。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、申請地ではニラを栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

刈谷推進委員

１５３番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より東に２００ｍ行った、■■■■との中間にあります。

借受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。申請地では水稻を栽培するとのことです。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

邑田推進委員

１５４番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より西に１０ｍ行った左側の土地で、田畑ではニラを耕作しております。

経営はニラの専業農家で、農機具類も所有し、経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題あ

りません。

伊藤推進委員

１５５番について報告します。申請地は■■■■から■■■■に通じる■■■■の通称■■■■の頂上にある茶畑です。

借受人はショウガ栽培グループ「■■■■」の一員で、申請地ではショウガを栽培します。農機具類も全て所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１５６から１６２番は一括で報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■と■■■■■■の中間にあります。

借受人はショウガ栽培グループ「■■■■」の一員で、申請地ではショウガを栽培します。農機具類も全て所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第４号議案について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第４号議案は全て原案のとおり承認するととし、町長に回答することに決しました
その他、何かありません。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第７回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は１月
２７日、水曜日、午後１時３０分から佐川町商工会館２階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
